

令和8年度 生活困窮者等支援団体活動費補助金 募集要項

I 補助事業の内容

1. 事業の目的

滋賀県では、物価高騰等の影響による生活困窮者の増加に対応するため、地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討する生活困窮者支援プラットフォームを設置し、地域の生活困窮者支援に取り組む NPO 法人や社会福祉法人等に対し活動経費を補助することにより、地域の実情に応じた官民連携によるセーフティネットを構築します。

2. 生活困窮者支援プラットフォームとは

滋賀県健康福祉政策課にて設置する、物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するために地域の生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、連携体制や支援方法、就労先の開拓などを検討するための会議体です。

構成員は、各自治体の生活困窮者支援担当者および滋賀県が実施する生活困窮者支援関係事業で連携している民間団体等です。

(対象範囲)

滋賀県生活困窮者支援プラットフォーム:複数市町における広域的な取組

3. 事業期間

補助金の交付決定の日から令和9年(2027年)3月31日まで

4. 補助対象となる者

滋賀県内で活動している以下の団体とします。

- 広域(※)で生活困窮者支援に取り組む民間団体
 - ・営利法人(企業等)
 - ・非営利法人(特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人等)
 - ・任意団体
- 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと
- 滋賀県財務規則第195条の2各号に該当する団体等でないこと
- 地域の自立相談支援機関と連携している団体(今後連携する予定の場合も含む)
- 各生活困窮者支援プラットフォームにおいて、支援を行うことが必要と認められた団体

※県内の複数の市町において広域的な支援に取り組む団体

5. 補助対象となる事業

- (1) 物価高騰等の影響により支援ニーズの増大により事業量が増加している事業
- (2) 物価高騰等の影響により生じる地域の生活困窮者支援の課題に対応する新たな事業

(3) 補助対象とならない事業

- ① 専ら営利を目的とするもの
- ② 慈善事業等への寄付行為を主目的としたもの
- ③ 特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの
- ④ 政治的、宗教的な宣伝意図を持つもの
- ⑤ 同一事業において行政による他の補助金等を受けているもの。ただし、補助対象経費が明確に区分できる場合はこの限りではありません。

6. 応募できる事業の件数・規模等

(1) 応募できる事業数は、1団体につき1件とします。

(2) 交付を受けようとする補助金の要望額は、以下のとおりとします。

活動の範囲	金額
県内の複数の市町において広域的に取り組む事業	1,000 千円以下

(3) 補助金の額は、滋賀県の本補助事業に係る予算の範囲内で決定されるとともに、滋賀県生活困窮者支援プラットフォームでの協議結果が補助金の額に反映されるため、要望額全てを満たすとは限りません。

7. 補助対象経費

補助対象となる経費は、事業実施にかかるもののうち、補助金の交付決定のあった日から令和 9 年3月末日までの間に支出された以下のものとします。なお、千円未満の端数は切り捨てるものとします。

費目	経費の説明
人件費	交付対象事業の実施のための人件費に限る。
報償費	指導・助言を受けるために依頼した専門家への謝礼等
旅費	移動、宿泊にかかる経費
需用費	以下の消耗品費～光熱水費のとおり
消耗品費	食料や日常生活用品等の物資支援に必要な物品購入費 事務用品、材料、資材等の購入費
印刷製本費	チラシ、ポスター、報告書等の印刷費
食糧費	会議等で提供するお茶代等
燃料費	交付対象事業の実施のための燃料費に限る。
光熱水費	交付対象事業の実施のための光熱費に限る。
役務費	以下の通信運搬費～広告宣伝費のとおり
通信運搬費	相談者へ物品を届ける郵送料、物品等の運搬費等
手数料	
保険料	活動のための保険料
委託費	専門家などへ委託するための費用
使用料・賃借料	居場所づくり等に必要な会場、設備使用料、機材リース料等

備品購入費※	事業実施に不可欠と認められる備品購入費
--------	---------------------

※ 補助金で購入した備品(消耗品を除く)について、目的外使用や譲渡、交換、貸し付け、担保にすること、または廃棄しようとするときは県の承認が必要です。

補助金交付決定日より前に締結した契約に係る費用や支払った経費は補助対象外とします。

II 手続の流れ

1. 応募申込

提出書類一式を提出する。

2. 補助対象事業決定

提出された応募申請書に基づき、生活困窮者プラットフォーム会議にて協議し、補助対象事業を決定します。

3. 補助対象事業決定後の手続

(1) 協議結果の通知

応募のあった事業の協議結果については、採択・不採択にかかわらず、文書により通知します。電話による審査結果の問い合わせには応じられません。

(2) 補助金交付申請書の提出

- ① 審査の結果、採択となった団体は、これを受諾した場合、補助金交付申請書に関係書類を添えて提出する必要があります。補助金交付申請書の様式や必要な関係書類、提出期日は、採択となった団体へ、別途お知らせします。
- ② 各事務局は、提出された補助金交付申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合について交付決定を行います。

(3) 補助金の額の確定(精算)

- ① 採択された団体は、事業終了後 30 日以内または令和 9 年 4 月 10 日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書に関係書類を添えて提出する必要があります。補助金実績報告書の様式や必要な関係書類については、採択となった団体へ、別途お知らせします。
- ② 各事務局は、提出された補助金実績報告書の内容を審査し、計画どおりに実施されているか等について審査します。
- ③ 精算時において、補助対象経費から寄付金その他の収入額を控除した額が補助金交付申請書に記載した額より少なくなった場合は、補助金実績報告書に記載した額が交付額となります。

(4) 補助金の支払

原則として、補助金の支払は、補助金実績報告書を審査の上、補助金の額の確定後に行います。なお、事業遂行のために必要と認められる場合は、補助金交付決定額の 8 割

以内で概算払ができるものとします。

(5) 補助事業の変更・中止

事業計画書は、採択後に変更が生じることがないように、十分検討の上、作成してください。やむを得ない事情等により、計画に変更が生じる場合や、事業の実施が困難となった場合は、速やかに連絡してください。

(6) その他

助成を受けた事業については、当該事業に関する帳簿、関係書類等を事業終了後5年間保管する必要があります。

Ⅲ 応募申込書の提出

1. 提出書類

下記書類を作成し、メールにより提出書類①～⑦各1部を提出してください。

提出書類	特記事項
① 応募申込書(様式1)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出
② 事業計画書(別紙1)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 写真等画像を②に貼り付けしないこと。写真等データを任意提出する場合は、⑦として提出してください。
③ 積算詳細(別紙2)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 事業に必要となる費用(税込)について詳細に記載してください。また、本補助金および自主財源以外に収入が発生する場合は記載してください。
④ 誓約書(別紙3)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出
⑤ 役員名簿(別紙4)	Excel(ファイル形式はxlsx)で提出 氏名(フリガナ)、生年月日、性別を必ず記載のこと。
⑥ 団体運営に関する書類 (定款または規約)	PDF または Word(ファイル形式はdocx)で提出 (ファイルサイズは3MB 以内)
⑦ その他参考となる資料(任意 提出)	PDF 等で提出(ファイルサイズは合計5MB 以内) 動画・音声データは提出しないでください。

2. 応募書類の提出期限および提出方法等

(1) 応募書類の提出期限

令和8年(2026年)6月15日(月) 17時(必着)

(2) 提出方法

(3)に示す宛先へメールにて提出してください。なお、メールで提出できない場合のみ郵送での提出が可能です。郵送で提出する場合、書留郵便等の到着したことがわかる方法により提出してください。

※郵送による提出の場合は、封筒に「令和8年度 生活困窮者等支援団体活動費補助金 応募書類 在中」と朱書きの上、提出してください。

※メールでの提出後、提出メールに返信する形で受取連絡を行います。(郵送での提出の場合、応募申込書の記載のメールアドレスに受取連絡を行います。)

※提出後3日経過しても受取の連絡がない場合は、(3)に示す連絡先へお問い合わせください。

(3) 提出先、事業に関する問い合わせ先

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
健康福祉政策課 企画調整係 長田(おさだ)
TEL:077-528-3512
E-Mail:ea0001@pref.shiga.lg.jp

(4) 本事業にかかる質問受付

① 質問受付期限

令和8年(2026年)6月10日(水) 17時まで

② 質問方法

上記(3)問い合わせ先まで電子メールを送付してください。なお、メール本文中に下記項目を明記するとともに、送信後には受信確認のため、必ず電話でご連絡ください。

(メール本文に記載する項目)

- ・団体等名称
- ・担当者名
- ・回答を受信するメールアドレス
- ・電話番号
- ・質問項目(簡潔・具体的に記載してください。)

③ 質問に対する回答

滋賀県ホームページに随時掲載します。